

学校法人決算の特徴

	19年3月	20年3月	21年3月	22年3月	23年3月
帰属収入(A)	1,111,017	1,059,754	1,027,119	1,342,608	1,267,110
消費支出(B)	1,128,802	1,112,682	1,041,829	1,191,418	1,166,468
消費収支差額(C)=(A)-(B)	-17,785	-52,928	-14,710	151,190	100,642
第1号基本金組入額(D)	-77,611	-45,438	-79,126	-82,690	-142,985
当年度収入・支出超過額(C)+(D)	-95,396	-98,366	-93,836	68,500	-42,343
翌年度繰越消費支出	-1,559,995	-1,658,361	-1,752,197	-1,683,697	-1,726,040
基本金残高	3,835,204	3,880,642	3,959,768	4,042,458	4,185,444
増加額	77,611	45,438	79,126	82,690	142,986
正味資産	2,275,209	2,222,281	2,207,571	2,358,761	2,459,404
増加額	-17,785	-52,928	-14,710	151,190	100,643

消費収支差額(C)が、一般の企業で言う当期利益と考える

第1号基本金とは

学校法人が教育の用に供される固定資産の価額

借入金による固定資産取得の場合

借入金(他人資本)の返済分だけを毎年基本金に組入れしな
ければならない(学校法人会計基準)

⇒返済した分だけが基本金(純資産)になる

(例)

	固定資産取得	借入金	返済	基本金組入
初年度	100	100		
次年度		90	10	10
次々年度		80	10	10

自己資金が不足し多額の設備投資を借入金に依存した場合
基本金組入が発生することになり翌年度繰越消費支出(いわ
ゆる繰損)が増加することになる。

学校経営において、設備投資は避けて通れない問題であり
したがって多額の借入金発生による繰損増加は止むを得ない。
一度基本金に組入した場合、除却処分以外は取崩できない。
しかし、平成23年3月末の法人の基本金4,185百万円に対し、
翌年度繰越消費支出超過額1,726百万円、正味資産は2,459
百万円の蓄積がある。

問題は、単年度の消費収支差額をいかに最低目安の5%程度
まで引上げるかである。

第1号基本金組入(D)明細

建物	5,583	12,682	7,429	875
構築物	262	736	831	2,776
教育研究機器備品				
取得	7,782	11,704	11,099	16,441
除却		-26,161	-32,965	-18,174
その他機器備品				
取得	566	233	2,012	1,901
除却	-10,304	-3,578	-13,318	-6,192
前年度基本金繰り延高取崩				
翌年度基本金繰り延高取崩				
図書	3,603	2,974	2,207	1,598
車輛				
取得	4,524	6,581		3,170
除却	-2,600			
長期借入金返済	65,411	56,746	104,699	140,590
未払金支払い	2,784	2,784	696	
合計	77,611	45,438	82,690	142,985